

令和8年度

ときがわ町老朽空き家除却補助金 《申請の手引き》

○交付申請の受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年12月25日（金）まで

※受付期間内であっても、予算額に達し次第、受付を終了します。

- ・郵送の場合は、期限内必着になります。
- ・事業完了後、令和9年2月26日までに完了報告書を提出できる方のみが対象となります。

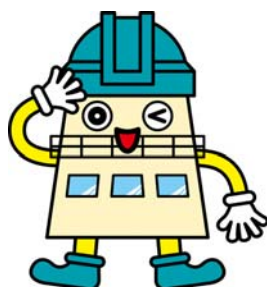
【申し込み・問合せ先】

ときがわ町役場 建設課 管理都市計画担当

ときがわ町大字桃木32（ときがわ町役場第二庁舎 1階）

電話 0493-65-1539（直通）

平日（土日祝除く）8:30～17:15



<対象要件>

※詳細やご不明点等はお問い合わせください。

●対象空き家

- ・ときがわ町内にある一戸建ての住宅で、1年以上空き家であるもの
(物置や倉庫として使用していないもの)
- ・倒壊等により隣接地及び周辺の道路、住宅等に危険を及ぼすおそれのあるもの
- ・住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に規定する不良住宅で、一戸建てであるもの
※町職員が不良住宅判定を行います。建物内外の確認や撮影を行いますので、御承知おきください。⇒判定項目は別紙①をご参照下さい。
- ・公共事業の補償の対象となっていないもの
- ・空き家の所有者が複数いる場合は、全員の承諾を得ているもの(所有権以外の権利者の同意を含む。)
⇒同意を取れない人がいる場合は紛争等が生じた場合の誓約書(様式第1号)を提出してください。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条第2項又は同法第22条第2項の規定による勧告を受けていないもの
- ・兼用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であるもの

●対象者

- ・老朽空き家に係る所有権を有し、当該老朽空き家の除却ができる個人
- ・町税の滞納がない方
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがない方



●対象工事

- ・ 交付決定を受けた後に着手する工事
- ・ 補助対象者が発注する、対象空き家を除却（解体、撤去及び処分）する工事
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく県知事による登録を受けた事業者が行う工事
- ・ 工事が終わった日から1月、又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに完了報告書の提出を終えられるもの

※交付の対象とならないもの

- ⇒対象空き家の一部のみを解体する工事
- ⇒建物と一体化していない門扉や外柵、塀などの解体や、樹木の伐採
- ⇒家具や調度品の処分費

●補助金額

- ・ 対象工事費用の2分の1
 - ・ 上限額 40万円
- ※町内業者と契約して行う場合は、上限額が50万円となります。

<手続き>

●事前相談

- ・ （参考様式）ときがわ町老朽空き家除却補助金交付申請に係る事前相談票を提出してください。
- ・ 交付申請前に不良住宅判定の調査が必要です。住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当するか、町職員が建物内外の確認や撮影を行いますので、御承知おきください。
- ・ 現地での確認に立会をお願いすることがあります。

● 交付申請

・申請される場合は、次の書類を提出してください。

※交付は先着順です。郵送での受付も致しますが、到着日の最終受付扱いとなりますので、ご注意ください。

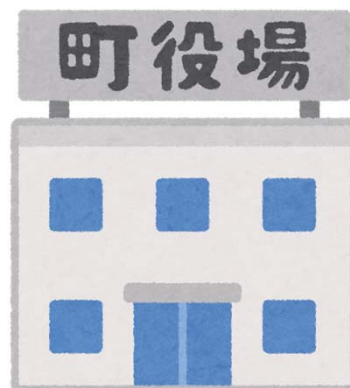
■ 必ず提出するもの

- ① ときがわ町老朽空き家除却補助金交付申請書（様式第2号）
- ② 空き家の案内図
- ③ 登記事項証明書、固定資産評価証明書その他の補助対象空き家の所在地及び所有者を証明するもの
- ④ 補助対象工事に要する費用の見積書の写し
- ⑤ 所有者（相続人の場合は、当該相続人）の町税納税証明書
- ⑥ 現況写真
- ⑦ 補助対象工事を行う建設業者の建設業法第3条の規定による許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知書の写し
- ⑧ 1年以上空き家であることが分かるもの
⇒水道を閉栓している場合は、町で調査を行いますので、（参考様式）承諾書を提出してください。水道を閉栓していない場合は、確認可能な書類（除住民票や、電力会社からの供給中止（廃止）日の証明書など）を提出してください。

■ 必要に応じて提出するもの

- ⑨ 紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）

※上記書類が提出されない場合、受付できません。なお、上記以外の書類について提出を求める場合があります。



●工事内容の変更・中止に係る申請・届出

- ・交付決定を受けた後に工事内容を変更または中止する場合は、次の書類を提出してください。なお、軽微な変更であって、除却の目的及び工事金額に変更がないものであれば提出は不要ですが、変更内容を建設課へ連絡し、確認を取ってください。

■ 変更の場合

- ・ときがわ町老朽空き家除却補助金変更承認申請書（様式第2号）

■ 中止の場合

- ・ときがわ町老朽空き家除却補助金事業中止届（様式第7号）

●実績報告

- ・対象工事の完了後1月又は令和9年2月26日（金）のいずれが早い日までに、次の書類を提出してください。

- ・ときがわ町老朽空き家除却補助金実績報告書（様式第8号）
- ・工事請負契約書の写し
- ・補助対象工事に要した費用の領収書（印紙を貼付したもの）の写し
- ・工事完了写真
- ・廃棄物の処分に関する証明書

※上記書類が提出されない場合、補助金を交付できません。なお、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

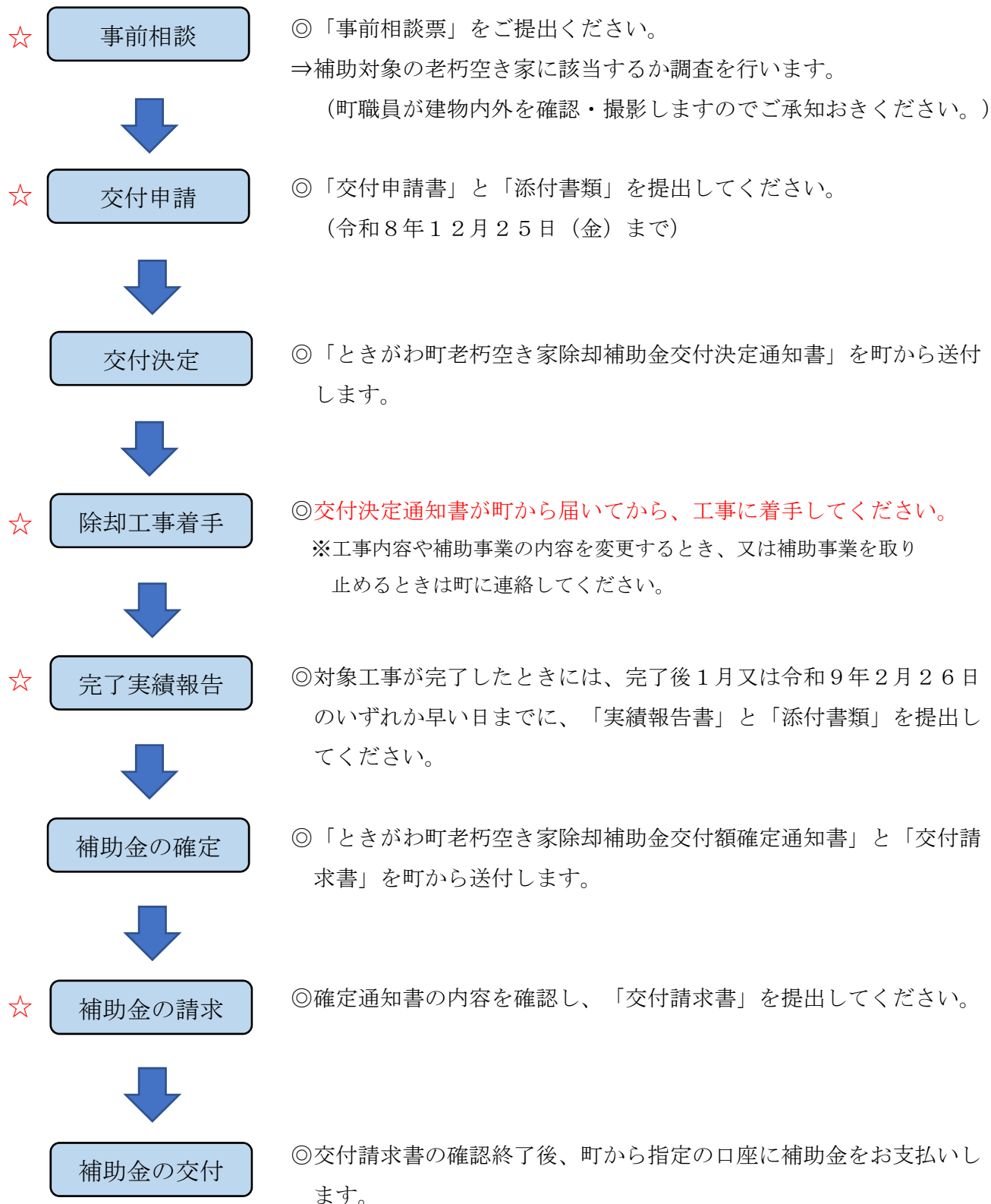
●補助金の請求

- ・補助金の確定通知を受けた後に、次に書類を提出してください。

- ・ときがわ町老朽空き家除却補助金交付請求書（様式第10号）

<事前相談から補助金の受け取りまで>

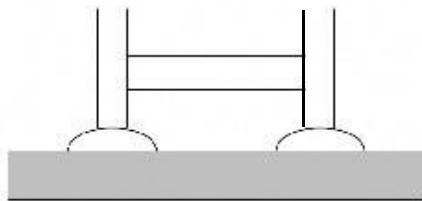
☆の項目は申請者の方に行っていただく手続です。



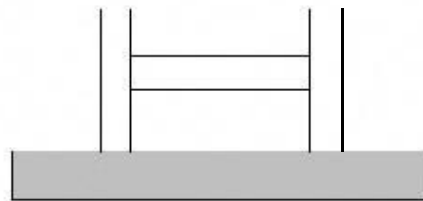
不良度判定基準の例

評価区分	評価項目	評価内容	評点
構造一般の程度	(一) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	(三) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの（波トタンなど）	25

(一) 基礎



基礎が玉石の例



基礎がない例



コンクリート基礎等（評点0）



ア. 玉石（評点10）



イ. 基礎なし（評点20）

(三) 外壁

【構造が粗悪なものとは】

・土壁、波板張り（トタン・スレート・硬質塩化ビニール等）、仕上げ（表層）材がないものは「構造が粗悪なもの」（耐力、耐久力、熱・光・音の遮断効果が劣るもの）として評価します。（木張りやサイディング、モルタル仕上げ等の場合は評点0点）



土壁（評点25）



波板（トタン）張り（評点25）



仕上げ材なし（評点25）

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
構造の腐朽又は破損の程度	(二) 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100



一部の柱が傾斜している例（25点）



柱の変形が著しく崩壊の危険がある例（100点）



柱の数ヶ所に破損がある例（50点）



柱、はりの破損や変形が著しく崩壊の危険がある例（100点）

・腐朽、破損の箇所が「局部的なものか」（25点）、「建物全体に及ぶもので局部的な小修理の段階を超えたものであるか」（50点）、「修理不能と認められるものか」（100点）により判断する。

評価区分	評価項目	評価内容	評価点
構造の腐朽 又は破損の 程度	(三) 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地の露出しているもの	15
		ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25
	(四) 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50



外壁の仕上げ材の一部がはがれ、下地が露出している例（評価点15点）



外壁が剥落し、著しく下地が露出するとともに、壁体を貫通する穴を生じている例（評価点25点）



瓦の一部に剥離とズレがあり、漏りのある例（評価点15点）



アスファルト屋根等の一部にズレがあり、雨漏りのある例（評価点15点）



軒の裏板、垂木等が腐朽し、軒が垂れ下がっている例（評価点25点）



屋根に不陸（凹凸）がある例（評価点50点）

評価区分	評価項目	評価内容	評点
防火上の構造の程度	(一) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	15
		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	25
	(二) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	15

(一) 外壁

- ・「延焼のおそれのある外壁」とは、当該外壁が隣地境界線等からどの程度離れているかなどの「延焼のおそれのある部分」と、これに該当する外壁で、その仕上げ材料が燃えにくいものになっているかなど、「仕上げ材料」の2つの要素が判断対象となる。
- ・「延焼のおそれのある部分」は、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中心線から、1階については3メートル以内、2階以上については5メートル以内をいう（図1参照）。

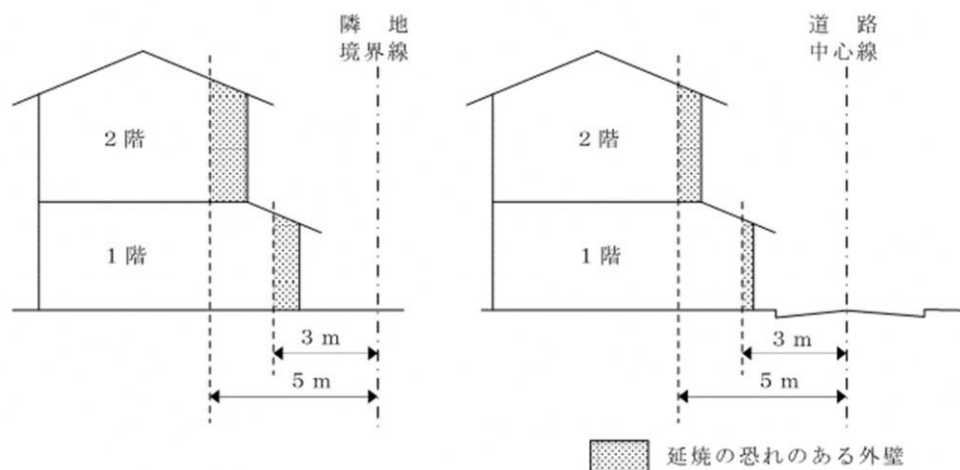


図1 延焼のおそれのある部分

- ・延焼のおそれのある外壁としては、例えば、「裸木造」「硬質塩化ビニール波板」の外壁などが該当する。
- ・外壁に飛び火や類焼の原因となる隙間などが生じている場合は、「延焼のおそれのある外壁」に該当するものとする。



(二) 屋根

- ・可燃性材とは、例えば、茅やワラなどが該当する。
- ・屋根ぶき材料が剥落し、木板等の可燃性の下地材が露出している場合は、同じく評価の対象とする。



(二) 雨水

- ・雨樋の有無を確認する。
- ・雨樋の破損が著しいもの又は欠如しているもの等については、「雨樋がない」に該当するものとして評価の対象とする。



雨樋が壊れており、機能的には雨樋はないと同様の例（評点10）